

高松市自治基本条例に基づく自治運営取組状況一覧

条例・規則・計画の策定状況等

	条例	規則	計画	合計
制定（策定）	7	8	18	33
	(2)		(18)	(20)
改正（変更）	54	86	1	141
	(3)	(1)	(1)	(5)
廃止	3	2		5
	(1)	(1)		(2)
合計	64	96	19	179
	(6)	(2)	(19)	(27)

※()内は条例等の制定改廃に当たり、パブリックコメント、関係団体への説明など、何らかの形で市民参画の手法が取られたものの数

自治運営（情報共有，参画，協働，行政運営）の状況

区分	条項	概要	主な取組事例
情報共有	第14条 情報の共有	市民の市政への参画や協働を促進するため、市政に関する情報を提供し、その共有に努める。	出前ふれあいトークの実施、ホームページでの情報提供、広報たかまつの発行
	第15条 情報公開	市民に対する説明責任が全うされるよう、情報公開条例に基づき、市が保有する情報について原則公開する。	各種計画の策定・推進状況の公開、情報公開制度の運用
	第16条 個人情報の保護	個人の権利利益を保護するため、個人情報保護条例等に基づき、個人情報を適正に取り扱う。	個人情報保護制度の運用
参画	第17条 地域のまちづくりへの参画	市民自らが地域のまちづくりの担い手であるという認識のもと、主体的に地域のまちづくりに取り組む。	地区主任児童委員や地区民生児童委員等による地域における児童虐待防止の取組推進、自主防災組織結成の促進
	第18条 市政への参画	市民が市政に参画できるよう、市は多様な機会を確保するとともに、参画の推進に努める。	市民満足度調査の実施、各種アンケートの実施、市長への提言、市民と市長の意見交換会
	第19条 パブリックコメント手続	重要な政策等の策定に当たっては、パブリックコメントを実施し、その意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表する。	高松市過疎地域自立促進計画素案、水環境基本計画（案）などに対するパブリックコメントの実施（実施件数：15件）
	第20条 附属機関等の委員の公募	附属機関等について、委員の一部を公募により選任する。	各種附属機関における公募委員の選任（公募委員を置く附属機関数：39）
	第21条 住民投票	市政に関して特に重要な事案について、直接市民の意思を確認するため、事案ごとに条例を定め、住民投票を実施することができる。	
協働	第22条 協働の推進	地域社会を構成する市民、議会、行政が協力・連携して様々な課題に取り組む。	
	協働の推進	協働の推進のための仕組みを整備するとともに、市民の自主的な活動を支援する。	自治と協働の基本指針の策定、協働推進員の設置、協働企画提案事業
	協働の形態（補助）	市民活動団体等が主体的に取り組む公益性のある事業に、行政が資金提供などにより援助する協働形態。	地域ゆめづくり提案事業ほか、各種補助事業
	協働の形態（共催）	市民活動団体等と行政が共同で一つの事業を主催する協働形態。	人権フェスティバルinたかまつほか、各種共催事業
	協働の形態（事業協力）	共催以外で、市民活動団体等と行政が協力して、それぞれの特性を生かす役割分担により、一定期間継続的に事業を実施する形態。	高松災害ボランティア連絡会連携事業ほか、各種事業協力
	協働の形態（委託）	行政の責任において実施すべき事業を、市民活動団体等に委託して実施する協働形態。	水源地域交流物産市開催事業ほか、各種委託事業
	第23条 地域コミュニティ協議会	地域の個性を生かし、自主的・自立的に地域のまちづくりに取り組む地域コミュニティ協議会の活動を尊重し、適切な支援を行う。	地域コミュニティ協議会への補助金等の一元化、地域コミュニティ協議会の自立化の促進
第24条 市民活動団体	市民活動団体に対し、その活動を尊重し、適切な支援を行う。	特定非営利活動法人に業務委託したボランティア・市民活動センターの管理運営、収益活動を行わない公益法人等に対する法人市民税の減免	
行政運営	第25条 総合計画	総合計画の策定に当たっては、参画の機会を確保するとともに、適切に進行管理を行い、定期的にその進捗状況を市民に公開する。	総合計画の策定等取組、まちづくり戦略計画の策定・見直し、市民満足度調査の実施
	第26条 財政運営	健全な財政運営に努めるとともに、毎年度の財政状況に関する情報を公開する。	財政状況の公開、予算編成状況の公開、補助金等の見直し
	第27条 説明責任等	政策等の立案、実施および評価の各過程において、地元説明会などを開催し、市民に分かりやすく説明を行うとともに、市政に対する要望等に誠実に対応する。	香川県農業試験場跡地の利活用に係る地元説明会、高松市過疎地域自立促進計画策定に係る勉強会、新病院整備計画の説明会
	第28条 行政手続	行政手続条例に基づき、適切に市政運営を行う。	行政手続の実施
	第29条 行政評価	効率的かつ効果的な市政運営を行うため、市が実施する事業・施策について、行政評価を実施する。	行政評価の実施（内部評価、外部評価、事業仕分け）
	第30条 外部監査	市が契約する包括外部監査人により、包括外部監査を実施する。	包括外部監査の実施
	第31条 公益通報	市政の適正かつ公正な運営に資するため、公益通報制度の活用を行う。	公益通報制度の活用
	第32条 政策法務	市政の課題に対応した政策等を実行するため、条例規則の制定改廃等整備を行う。	高松市持続可能な水環境の形成に関する条例の制定ほか、条例制定7、条例改正54、規則制定8、規則改正86
	第33条 行政組織の編成	市民本位の政策主導型組織への転換を基本理念とし、効率的な組織体制の見直しを行う。	計画的な組織体制の整備
	第34条 危機管理体制の整備等	市民の生命・財産等の安全性を確保するため、大規模災害時等において市の基幹的な業務継続のための体制を整備する。	業務継続計画の策定、緊急事態対処計画（細部計画）の策定
	第35条 国および他の地方公共団体との連携・協力	国、県、その他地方公共団体と連携・協力し、共通する課題の解決に努める。	香川県・岡山市との連携、瀬戸・高松広域定住自立圏事業、中核市市長会への加盟